

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年10月17日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事及び監事に支給する報酬の総額の範囲を定めること。
- ・ 決算に係る議案を理事会に提出する際は、附属明細書を添付すること。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事会に提出した決算に係る議案について、計算書類の附属明細書が添付されていなかった。</p> <p>ついては、理事会で決算（案）の承認を受けるに当たっては、計算書類の附属明細書についても添付すること。</p> <p>（法第45条の28第3項）（経理規程第62条）</p>	<p>法第45条の28第3項に基づいて、理事会議案書に計算書類の附属明細書を添付して提案し、承認を受けます。</p>
2	<p>理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程又は評議員会の決議では定められておらず、理事及び監事に支給する報酬等の総額が特定できない状態であった。</p> <p>ついては、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるとともに、報酬規程に報酬等の支給方法及び支給形態に関する事項が定められていなかったため、定めること。</p> <p>なお、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定すること。</p> <p>（法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項によって準用される一般法人法第105条） （法45条の35）（規則第2条の42）</p>	<p>役員報酬等に関する規程について、報酬等の範囲、支給方法及び支給形態に関する事項を定め、理事会にて規程の改正を行い、評議員会の承認を受けます。</p>